

午前十時開議

○加藤たいき委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○加藤たいき委員長 本日は、議案審査等を行います。

それでは、1議案審査に入ります。

まず、議案第四十三号「令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○山下財政課長 それでは、議案第四十三号の補正予算案につきまして説明いたします。
補正予算書の右上のページ番号で、九ページを御覧ください。

議案第四十三号「令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）」でございます。まず、第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ十億一千五百十七万六千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ四千三百二十三億六千八百十八万六千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の一〇ページから一一ページに記載の「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第二条の債務負担行為につきましては、一二ページに記載の「第二表債務負担行為補正」のとおりでございます。

個別の事業の補正内容につきましては、五月二十六日の本委員会で御説明したとおりでございます。詳しくは別資料となっております補正予算説明書別冊のほうを御覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

○真鍋よしゆき委員 この補正予算に賛成をします。今、様々な諸物価高騰等々、行政とすると補正を立てて、すぐにでも支援、対応しなきゃならないという施策が多いと思いま

す。先般、自由民主党区議団として区長のほうにゼロゼロ融資であるとか、それから単発ではない連続したせたがやP a y の活用とか、申入れをさせてもらいましたけれども、やはりこういう情勢の中で区がやるべきことを一生懸命支援していただきたいと思います。そのことを求めて賛成をいたします。

○羽田圭二委員 本案には賛成をいたします。中東情勢の激変による物価高騰、石油化学製品の原料となるナフサの不足、国内の流通の目詰まり、市場における製品の不足などが国民生活及び地域生活に深刻な影響を与えています。特に建築業における建設資材の不足は、価格の高騰とともに工期の延長や工事そのものの見直しなどをもたらしています。こうした状況が長く続けば、事業の赤字にとどまらず、廃業を余儀なくされるという深刻な状況にもなっているかと思います。それだけに、いち早く支援を強めることが必要と考えております。

既に本会議において区長から、新たな融資あっせん制度の創設に向け検討するよう指示したという答弁がありましたが、さらに今後、緊急融資ではゼロゼロ融資なども実施するよう、その点も含め検討することを求めておきます。

以上の意見を添えて、本案に賛成をいたします。

○坂本みえこ委員 今回の補正予算においては、中東情勢を踏まえた事業や、かねてから要求してきたエアコンの購入費助成事業が含まれており、全体として積極面もありますが、ホルムズ海峡の事実上の封鎖による資材不足、物価高騰の区民への影響は大変大きいものがあり、これでは足りません。早急に新たな補正を組んで、区民生活を支える必要があります。

また、エアコンの購入費助成では、さらに、ひとり親、児童扶養手当受給者などに対象者を広げること、昨年度までに社協からの借入れでエアコンを購入した生活保護利用者について、返済免除を行うことを求めます。

以上要望して、補正予算（第一次）について、日本共産党世田谷区議団は賛成します。

○そのべせいや委員 特に歳入について言及しますが、今回、利子割交付金の減額でしたが、これまでも、そして今後も東京を狙い撃ちにした税制改正が続くことが予想されます。これ以上区民のための税金が区外へ流出しないよう、東京の自治体としてまとまって抵抗を示していただきたいということをお願いしまして、賛成いたします。

○津上仁志委員 公明党も本補正予算には賛成をいたします。これまで求めてきました障害者の居場所、特に成人の方が余暇活動に使う、こういった事業がなかなか赤字で運営が

厳しいという話もお聞きしましたので、こういったものが含まれたこと、また、一時保護所の改修という形で、そちらのほうも計上されているということで、これも改善を求めていますので、この点は評価したいと思います。

他会派の方もおっしゃっていますけれども、現在、中東情勢は非常に厳しい状況で、特に今回融資あっせんという形で利子補給が盛り込まれましたけれども、代表質問でも申し上げましたけれども、既にもうコロナ禍でお借りしている企業の方は今返済に当たっているという状況もあります。そういったこともぜひ踏まえていただいて、無利子、無担保、こういったものの融資制度、新たな融資制度を早急に導入していただきたいということと、あと、区民の方も非常にお困りになっていますので、せたがや P a y の二〇%の還元、こういったものもぜひ区独自としてでも実施していただきたいということを要望して、賛成といたします。

○加藤たいき委員長 採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第四十三号は原案どおり可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第四十四号「世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○星谷課税課長 それでは、議案第四十四号「世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本件は、地方税法等の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収の対象となる年金額の引上げによる扶養親族等申告書の提出範囲の見直しを行うとともに、規定の整備を図る必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

改正の内容につきましては、五月二十六日の本委員会で御説明申し上げたとおりでございます。

施行日ですが、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出範囲の見直しについては、令和九年一月一日、その他の規定の整備については、令和九年一月一日または令和十

年一月一日でございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、意見に入ります。

意見がある方は、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 思議なしと認めます。よって議案第四十四号は原案どおり可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第四十五号「世田谷区立奥沢中学校・仮称奥沢児童館整備工事請負契約」、議案第四十六号「世田谷区立奥沢中学校・仮称奥沢児童館整備電気設備工事請負契約」及び議案第四十七号「世田谷区立奥沢中学校・仮称奥沢児童館整備機械設備工事請負契約」の三件を一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認め、議案第四十五号から議案第四十七号の三件につきまして一括議題といたします。

それでは、説明については、議案第四十五号から議案第四十七号の三件を一括して行い、その後、審査是一件ずつ行いたいと思います。

それでは、本三件について理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 それでは、議案第四十五号、第四十六号、第四十七号につきまして一括して御説明いたします。

本三件は、予定価格がいずれも一億八千万円以上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき御提案するものでございます。

詳細は、三件とも五月二十六日開催の本委員会で御説明を行っております。

それでは初めに、議案第四十五号「世田谷区立奥沢中学校・仮称奥沢児童館整備工事請負契約」について御説明いたします。

- 1 の契約の目的は記載のとおりでございます。
- 2 の契約の方法は一般競争入札の総合評価方式により行いました。
- 3 の契約金額は六十億四千五百六十万円でございます。
- 4 契約の相手方は白井・中秀・高野建設共同企業体でございます。
- 5 の工期は令和十二年二月二十八日でございます。

続きまして、議案第四十六号「世田谷区立奥沢中学校・仮称奥沢児童館整備電気設備工事請負契約」について御説明いたします。

- 1 の契約の目的は記載のとおりでございます。
- 2 の契約の方法は一般競争入札の総合評価方式により行いました。
- 3 の契約金額は九億四千九百三十万円でございます。
- 4 契約の相手方は旭日・由井建設共同企業体でございます。
- 5 の工期は令和十二年二月二十八日でございます。

次に、議案第四十七号「世田谷区立奥沢中学校・仮称奥沢児童館整備機械設備工事請負契約」について御説明いたします。

契約の目的は記載のとおりでございます。

そして、2 の契約の方法は一般競争入札の総合評価方式により行いました。

- 3 の契約金額は十二億六千五百万円でございます。
- 4 契約の相手方は大橋・福吉建設共同企業体でございます。
- 5 の工期は令和十二年二月二十八日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し、まず議案第四十五号の整備工事請負契約について御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、意見に入ります。

本件について御意見がある方がいらっしゃいましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第四十五号は可決と決定いたしました。

次に、議案第四十六号「世田谷区立奥沢中学校・仮称奥沢児童館整備電気設備工事請負契約」について御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

○津上仁志委員 本件についても賛成の立場なんですけれども、一点、意見として添えたいと思います。代表質問でも申し上げましたけれども、設備工事と電気工事、こういったものは建物が出来上がってから工事にかかることが多いです。その際、その間、職人さん、人手を確保するというのは非常にあの事業者にとってはかなりの負担になっています。

ここにきて、物価高騰だったり、資材が届かないという状況にもなっていて、なかなか工事にかかれないうということもあります。こういったことも、事業者さんからも非常に厳しいというお声もいただいていますので、現在は同時に発注という形を取られていますけれども、申し上げましたけれども、スライドして発注時期をずらすということもぜひ検討をしていただいて、困っている区内事業者さんの支援、力になっていただきたいなということを意見として申し上げます。

○加藤たいき委員会 採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員会 異議なしと認めます。よって議案第四十六号は可決と決定いたしました。

次に、議案第四十七号の機械設備工事請負契約について御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員会 では、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員会 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員会 異議なしと認めます。よって議案第四十七号は可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員会 次に、議案第四十八号「世田谷区立玉川野毛町公園野球場外改修工事請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第四十八号「世田谷区立玉川野毛町公園野球場外改修工事請負契約」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき御提案するものでございます。

詳細は五月二十六日開催の本委員会で御説明を行っております。

まず、1の契約の目的につきましては記載のとおりでございます。

2の契約の方法は一般競争入札により行いました。

3の契約金額は五億七百六十五万円でございます。

4契約の相手方は日勝スポーツ工業株式会社でございます。

5の工期は令和九年六月二十一日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員会 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員会 意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員会 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員会 異議なしと認めます。よって議案第四十八号は可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員会 次に、議案第四十九号「世田谷区立奥沢区民センター及び奥沢図書館仮事務所移転に伴う内装等改修工事請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第四十九号「世田谷区立奥沢区民センター及び奥沢図書館仮事務所移転に伴う内装等改修工事請負契約」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき御提案するものでございます。

詳細は、五月二十六日開催の本委員会で御説明を行っております。

まず、1の契約の目的は、記載のとおりでございます。

2の契約の方法は随意契約でございます。

3の契約金額は三億三千五百十七万円でございます。

4の契約の相手方は、東急建設株式会社都市開発支店でございます。

5の工期は令和九年三月十二日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員会 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○羽田圭二委員 奥沢区民センターと、それから奥沢図書館が、もともと区の保有している建物というか、フロアーにあったかと思いますが、今回、新たに東急の建物の中に入っていくということになっているかと思いますが、その後、もともとあった建物が耐震改修だとかが済んだ場合には、そこに戻る計画があるのかどうかということについてお聞きしておきます。

○谷澤経理課長 耐震改修等が済んだ後は、図書館、区民センターとも一応戻るというふうに伺っております。

○坂本みえこ委員 この契約が随意契約になった理由を教えてください。

○谷澤経理課長 令和七年春の仮移転を見込んでおりますけれども、建物本体工事と同時に、区の内装工事を実施しなければ開始できないんですけれども、建物本体工事と一緒に内装工事を行うということで、動線等も重なりませんので、そのほうが効率的ということでございますので、一緒に東急建設と随意契約を行わなければ効率的に工事が行えないということでございます。

○田村財務部長 若干補足させていただきます。単純に、今建設中の建物に、工事が終わった後にうちの内装工事をするということは、非常に合理的ではないということです。ですから、今やっているところに当然一緒にお任せしてしまったほうが、経済的にも、時間的にも効果があるということで随意契約をさせていただいています。

なお、そういった随意契約する際の金額につきましても、きちんと営繕部門でそれが適正かどうかということを判断しながら、今回契約をさせていただくということで進めております。

○加藤たいき委員長 では、意見に入らせていただきます。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第四十九号は可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第五十号「旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第五十号「旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約の変更であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、御提案するものでございます。

詳細は、五月二十六日開催の本委員会で御説明を行っております。

それでは、変更内容と変更理由でございます。

変更内容につきましては、工期を令和十年八月三十一日に変更するものでございます。

変更理由につきましては、まず一点目は、工事着手後、地下耐圧盤調査及び測量の結果、既存建物が想定以上に深く施工されていたことが判明し、あわせて、予想を上回る地下水の噴出が確認されました。これに伴いまして、土砂崩壊防止対策及び地下水強制排水が必要となったためでございます。そして二点目は、これらの追加工事に伴う工期延伸の延長を踏まえまして、今後の工事計画に支障がないことを確認した地中障害物の一部につきまして、引き抜き工事を取りやめ、工期短縮を図るためでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

○津上仁志委員 前回の委員会のときにも申し上げたんですけれども、十二月に実施されました同じ物件の別の工期延長の議案に対して意見を添えました。住民に対して丁寧に住民説明を行ってくれということを添えましたけれども、いまだにそれが実施されていないと。

今回、また新たに工期延伸になるということで、工事自体こういったことはしょうがないことだと思うんですが、この後、警視庁の仮庁舎の建設もあって、非常に長期間にわたって住民に影響を与える工事の一部でありますので、ぜひそのあたりも含めて、警視庁の計画がどうなるかも含めて、しっかりと住民に説明をしていただくということは、今回は必ずやっていただきたいということを意見として申し上げまして、賛成とします。

○加藤たいき委員長 採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第五十号は可決と決定いたしました。

以上で1議案審査を終わります。

○加藤たいき委員長 次に、2 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦ 令和七年国勢調査「人口速報集計（概要）」の報告について、理事者の説明を願います。

○大谷政策研究・調査課長 私からは、令和七年国勢調査「人口速報集計（概要）」について、総務省統計局より、人口速報集計の公表があったので御報告いたします。

既に六月一日付で、区議会議員の皆様には世田谷区全域の人口と世帯数の速報値についてポスティングでお知らせしているところでございますが、改めて御説明いたします。

まず、1 人口速報集計についてでございます。人口速報集計は、調査員が調査した人口と世帯数を調査区ごとに要約した要計表という資料を基に集計した結果でございます。当集計結果は、要計表による速報値であり、国において今後調査票についての審査を継続していくことになります。これから確報値を精査していくということでございます。

なお、確報値となる人口等基本集計は、令和八年九月頃に総務省から公表される予定となっております。

2 世田谷区の速報値です。㊦ 世田谷区全域の人口と世帯数については、既にポスティングしている内容のとおりです。人口については九十五万六千六百八人で、前回、令和二年の確報値の九十四万三千六百六十四人から一万二千九百四十四人増でございます。増減率は一・三七％の増となっております。

世帯数は五十万九千四百七十二世帯で、前回、令和二年の確報値の四十九万二千六十五世帯から一万七千四百七世帯の増であり、増減率は三・五四％となっております。一世帯当たりの人数は一・八八人で、前回確報値から〇・〇四人の減となっており、単身世帯が増加していることがうかがわれます。

続いて、㊧ 世田谷区地域別人口です。これは総務省の公表ではなく、総務省の世田谷区の公表値を参照しつつ、国に提出した要計表の内訳を区において集計したものであります。令和七年速報値では、世田谷地域が二十六万五千二百二十三人、北沢地域が十六万一千三十二人、玉川地域が二十三万五千六百三十一人、砧地域が十六万八千九百九十九人、烏山地域が十二万五千七百二十三人となっており、いずれの地域も令和二年確報値から増加しておりますが、増減率は北沢地域の一・八九％が最大で、砧地域が〇・六一％、烏山地域が〇・三七％と低い数字となっております。

なお、表の下の方で記載しているとおり、今回の集計結果は速報値であり、今後公表

される確報値とは一致しないことになると思われますので、御留意いただくようお願いいたします。

二ページ目にお進みいただき、3 今後の公表予定を御覧ください。今回は人口速報集計概要を御報告いたしました。八月には人口速報集計報告を取りまとめ公表する予定としております。また、総務省からは九月下旬に確報値を公表すると聞いておりますが、これを受け、十月上旬に人口等基本集計概要を公表する予定でございます。

三ページ目の令和七年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧に記載のとおり、順次集計結果が公表されますので、御参照ください。

私からの説明は以上となります。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員 世田谷区がお示しをしている人口推計というものがありますが、この人口推計は、国勢調査で出てくる人口というよりは住民票のほうの人口になるので、いつも国勢調査でももちろん上振れているという状況ではあると認識していますが、人口推計を見ると高位、中位、低位などで推計されていたりすると思うのですが、今、世田谷区の今回示された国勢調査の結果を見て、どのように解釈をされているのか。中位推計だと、少なくとも九十三万人ぐらいで人口は打ち止めになるという話だったんですが、実際に今、世田谷にいらっしゃる方の数を見ると、もう九十五万人を超しているという状況で、今後どのように見ていらっしゃいますか。

○大谷政策研究・調査課長 人口推計については、各歳ごとのコーホートの変化率といたしまして、各年齢が一歳ごとに上がっていく際に、どれぐらい異動があるのかということを経自然増減、それと社会増減の両方を組み合わせながら変数を掛け合わせまして推計しているものでございます。様々な社会情勢によって人口動態というのは変化してまいりますので、それをある時点での的確に把握するのは非常に難しいことでございます。

今回直近でお示している速報値が令和五年に行われた推計なのですが、この際には、令和三年、四年に世田谷区の人口が転出増になりまして、減少してきたと。その回復をどう見るかというところの変数を決めるのは非常に難しい状況でございました。

その後の人口回復は予想を上回る速度で人口増に転じたものですから、当時の推計値で見ると、住民基本台帳上の速報値からしても、少し現状のほうが大きくなっているというところでございます。これから将来を見ますと、合計特殊出生率ですとか出生数などが減少に来ております。その一方で、東京都には転入人口が非常に多くなっているの、的確

にそれをつかむというのはなかなか難しいのですが、人口推計につきましては、適宜、基本計画・実施計画等の策定と併せて見直しを図ってまいりますので、また再度推計を行うという形になります。

なお、国勢調査の数値は、住民基本台帳をベースにしてより細かいトレンドを捕まえるという今の区の人口推計の方針からしますと、国勢調査の数値そのものと比較するというのはなかなかちょっと難しいのかなというふうには考えております。

住民基本台帳に比べて、実際に現住している方を対象とした国政調査ですと、例えば学生さんとか、単身で出ていらっしゃる方、あるいは単身赴任等でこちらに住居あるが、家族のほうに住民票を持ってそのまま仕事をなさっている方など、様々な事情で住民登録していない方も含まれての数値ですので、この数値をそのまま人口推計と比較するというのは、なかなかちょっと難しいかと思います。

○大庭正明委員 お聞きしたいんですけれども、令和八年度予算をつくるときの前提として、世田谷区の人口は流出が多いというふうに考えていたのか、そうじゃないのか。それに対して、今回の国勢調査はそれと同じ傾向を示して、世田谷区の予測というか、令和八年度の予算の前提とする予測と、今回の国勢の速報値というのは合っていたのかどうかということをお聞きしたいです。

○山下財政課長 令和八年度予算の特別区民税の積算に当たりましては、人口推計、特に生産年齢人口の動向を踏まえて積算をしております。そこからすると、現状の人口推計では少し増、具体的な割合はちょっと手持ちの資料がないので分かりませんが、少し増というようなところを踏まえつつ、この間の給与のベースアップのような状況も踏まえて積算をしているところでございます。

これまでもあれですけれども、今回の国勢調査の結果をもって、それを活用して予算の積算というようなことはしてございません。

○大庭正明委員 していないにせよ、かなり一つの事実の側面を表しているわけだから、やはり今回の予算委員会で問題になっていた住宅の補助ですか、お金をあげちゃうという政策というのは見直す方向に行くべきということ、今回の国勢調査のトレンドは示しているんじゃないんですかということ、聞いています。そのことに対して何も感じないんですか。

○田中政策経営部長 今回の国勢調査の結果と、昨年度予算編成の中で住宅関連がございましたけれども、この国勢調査の速報値の数字を見て、この予算に関係があるというふう

には考えていません。

○大庭正明委員　じゃ、国勢調査って何なの。世田谷区にとっては必要ないの。要するに、これは何に使うの。ただ、国がやっているから、はい、そうですかという感じでやっているだけで、現実的には世田谷区の政策には何にも影響しない、そういう代物なんですか。

○田中政策経営部長　国勢調査は様々な数字が出てきます。今回は人口の部分が速報で出ているわけですがけれども、ちょっと三ページを御覧いただきますと、この後いろんな数字が出てきます。就業の状況ですとか、例えば昼夜間比率ですとか、あと、どのくらいの方が学校、通勤で世田谷区に來ているのか、世田谷区から出ているのか。そういった数字を、基本計画ですとか、それから産業関係の計画ですとか、そういった部分で活用しておりますので、国勢調査が世田谷区の区政を運営する上で関係がないかということそんなことはなくて、今までも一定程度数字を使っているという状況です。

○加藤たいき委員長　㊦ 自動車事故の発生について、理事者の説明をお願いします。

○野元施設営繕第一課長　それでは、自動車事故の発生について御報告いたします。

まず、1の事故の概要でございます。発生日時は令和八年六月五日金曜日、午前九時五十分頃、発生場所は世田谷区内でございます。

事故の内容でございますが、世田谷区の施設営繕第一課職員が現場調査のため公用車を運転し、区施設に向かう途中、信号のない丁字路の交差点において、一時停止後、反対車線側にふくらんで左折したことにより、甲車両右前部と反対車線から直進してきた相手方車両の右後部が接触したものでございます。

相手方等につきましては、別紙に記載のとおりでございます。

次に、2の事後の対応でございます。現場において、直ちに警察との現場立会いを行うとともに、乙に対して、速やかに謝罪を行いました。現在、乙及び丙とは誠実かつ公正に示談交渉を行っているところでございます。

本件事故を踏まえ、改めて部内職員に対し、細心の注意を払って安全運転するよう指導いたしました。

今後も事故防止に向けて、職員への指導を継続して行ってまいります。このたびは大変申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 次に、㊦ その他ですが、ほかに報告事項はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 これで報告事項を終わります。

○加藤たいき委員長 次に、3 請願の継続審査についてお諮りいたします。

令五・三号「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情」外七件を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

○加藤たいき委員長 次に、4 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

㊦ 区政の総合的企画及び調整について

㊧ 行財政運営について

とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

○加藤たいき委員長 次に、5 協議事項に入ります。

まず、㊨ 行政視察について協議いたします。当委員会の行政視察につきましては、前回の委員会において、七月八日水曜日から七月九日木曜日までの一泊二日で行うこととし、視察先及び内容等については正副委員長に御一任いただいております。

本日は、正副委員長で調整した案をおつけしております。少しお目通しをお願いいたします。

本案のとおり実施したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、当委員会の行政視察を、お手元の案のとおり実施するこ

とに決定いたします。

なお、行程などの詳細につきましては、別途、事務局を通じてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

○加藤たいき委員長 次に、㊦次回委員会の開催についてですが、年間予定である七月二日木曜日午前十時から開催したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、次回委員会は七月二日木曜日午前十時から開催することと決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○加藤たいき委員長 そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午前十時三十六分散会
